

【資料】

関連当事者間取引の開示

菊 谷 正 人

目 次

1. はじめに
2. 関連当事者の意義および範囲
3. 関連当事者間取引の意義および開示内容
4. 関連当事者間取引の開示における問題点

1 はじめに

企業相互間において、株式所有あるいは株式持ち合い、役員派遣、資金・技術供与、継続的・安定的取引等を行うことによって、大規模な企業グループが形成されている。わが国の場合、企業グループは、(1)系列関係がヨコに拡がっている「共同的企業グループ」と(2)系列関係がタテに拡がっている「支配・従属的企業グループ」に分けることができる。三井グループ、三菱グループ、住友グループのような「共同的企業グループ」では、旧財閥系の会社が商社・銀行を中心にして、特に株式持ち合いによって企業集団化しており⁽¹⁾、松下グループ、日立グループ、トヨタグループのような「支配・従属的企業グループ」では、それぞれの業界の有力会社を中心にして、特に株式所有・役員派遣により企業集団化している。

周知のように、1989年9月、日米間の国際収支不均衡を是正するために「日米構造協議」が設置され、その場において米国側は日本の流通制度、価格メカニズム、排他的取引慣行等と並んで「系列取引」を問題として指摘した。米国側が批判する系列問題とは、日本では企業側に水平的または垂直的な系列関係・企業集団があり、系列企業グループ内における閉鎖的な取引関係が米国企

関連当事者間取引の開示(菊谷)

業の日本市場への参入障壁の一因となっているというものである。⁽²⁾ 1990年6月の第5回会合において「日米構造協議最終報告」がとりまとめられ、わが国における系列取引に係るディスクロージャーの充実・改善が要求された。この報告では、国際的調和の観点から早急に改善が必要であると判断されたものとして、次の事項が列挙されている。

①関連当事者間取引 (transactions between related parties) について、情報の開示範囲を米国の財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards) と同様の基準によること、すなわち関連当事者間取引に関する開示の充実化 (親会社や役員との取引に加え、関連会社、主要株主、その他重要な関連当事者との取引の開示)

②有価証券報告書等の添付書類であった連結財務表をその本体に組み入れること

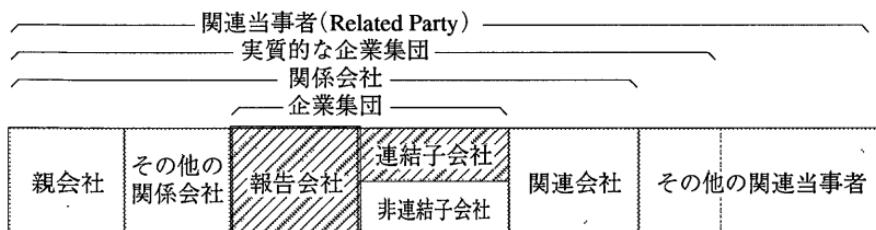
③事業別の売上高および営業損益、国内・在外別の売上高といったセグメント情報の開示

④個別財務報告における主要顧客別の売上高（総収入の10%以上）の開示
系列問題に係るディスクロージャーの改善項目のうち、③については1991年3月期から、①、②および④については1992年3月期から実施されている。日米構造協議で最も関心を集めたのは、①の関連当事者間取引の開示問題であろう。関連当事者間取引を開示することは、わが国における系列取引の不透明性に光を当て、国内外の投資者に適切な判断を行使させることにある。1992年3月期から、有価証券報告書には「第二部 企業情報」の第6に「企業集団等の状況」の項が設けられ、「1 企業集団等の概況」、「2 企業集団の状況」とともに「3 関連当事者との取引」を記載することになっている。

「1 企業集団等の概況」では、狭義の企業集団（報告会社とその子会社）だけでなく、親会社・関連会社等およびその他の関連当事者のうち、当該報告会社と継続的に密接な事業上の関係を有する関連当事者を含めた広義の企業集団（実質的な企業集団）についての概況を記載しなければならない。次の「2 企業集団の状況」は、(1)企業集団の業績等、(2)連結財務諸表、(3)セグメント情

報、(4)連結子会社の状況、(5)その他に細分されており、従来の企業集団情報と基本的に同じ記載内容である。最後の「3 関連当事者との取引」では、「2 企業集団の状況」で網羅することができなかった企業集団における関連当事者との取引⁽³⁾が補完説明されることになっている。これらの開示内容と企業グループとの関連を図示すれば、図表1のとおりである。

図表1 報告会社からみた企業グループ開示のイメージ図



〔開示のカバレッジ〕

1. 「企業集団等の概況」……「実質的な企業集団」
2. 「企業集団の状況」……報告会社と連結子会社（図中斜線部分）。ただし、非連結子会社、関連会社のうち、持分法の適用会社はその範囲で連結財務諸表に反映がある。
3. 「関連当事者取引の状況」……親会社、その他の関係会社、非連結子会社、関連会社およびその他の関連当事者（図中斜線以外の部分）

（出所） 福田秀俊「日米構造協議を踏まえたディスクロージャーの整備」『企業会計』第45巻第4号、1991年4月、37頁。

前述のように、関連当事者間取引に関する情報開示は、1992年3月期から義務付けられた。「財務諸表等の監査証明に関する省令等の一部を改正する省令」（平成2年大蔵省令第41号）が1991年3月1日から施行されるに伴い、大蔵省証券局長から「関連当事者との取引の開示に関する取扱通達について」（證第2317号）が1990年12月25日に公表された。この取扱通達は92年7月20日の改正により、「企業内容等の開示に関する取扱通達」の「B 個別通達」の中に「Ⅲ 関連当事者との取引の開示に関する取扱通達」（以下、「関連当事者通達」と略す）として統合されている。関連当事者間取引に関しては、「企業内容等

関連当事者間取引の開示(菊谷)

の開示に関する省令」(以下、「開示省令」と略す)の第1条第27号の5において関連当事者の定義が行われる、第二号様式の「記載上の注意」(ユーリ)によって記載内容が規定されているが、「関連当事者通達」では、それらの詳細な解釈および開示様式などが提示されている。

2 関連当事者の意義および範囲

国際会計基準24号「特別利害関係の開示」(*International Accounting Standard 24 “Related Party Disclosure”* ——以下、IAS 24と略す)によれば、関連当事者とは、下記のいずれかに該当する当事者をいう。⁽⁴⁾

- ①ある当事者が他の当事者を支配する力を有している。
- ②ある当事者が他の当事者の財務上および業務上の意思決定 (financial and operating decisions) に対して重要な影響 (significant influence) を与える力を有している。

ここに「支配」とは、(1)直接または子会社を通じて間接に、ある企業の議決権の過半数または相当部分を所有すること、および(2)法令または契約により、企業の経営者に対して財務上および業務上の方針を指示する権限をいう。「重要な影響」とは、支配に至らないが、役員派遣、方針決定プロセスにおける関与、企業間の重要な取引、技術情報の提供、株式の所有等を通じて、企業の財務上および業務上の方針の決定に関与することをいう。米国の財務会計基準書第57号「利害関係者の開示」(*Statement of Financial Accounting Standard No. 57 “Related Party Disclosure”* ——以下、FAS 57と略す)も、実質的にIAS 24と同じ規定を設けており、⁽⁵⁾わが国の「関連当事者通達」はFAS 57に準じて作成・公表されているので、「支配」および「重要な影響」の定義はIAS 24と類似する。すなわち、「支配」とは、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、他の者の財務および営業の方針決定を指示もしくは強制し得る力を有することであり、「重要な影響」とは、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、他の者の財務および営業の方針の決定に相当程度関与し得る力

を有することである（「関連当事者通達」2・(6)および(7)）。

関連当事者の範囲については、「開示省令」（第1条第27号の5）が下記のように9種類に分けて示している。

(イ)報告会社の親会社

当該親会社の親会社も含まれる（「財務諸表等規則」第8条第3項）。

(ロ)報告会社の子会社

当該子会社の子会社も含まれる（「財務諸表等規則」第8条第3項）。

(ハ)報告会社と同一の親会社をもつ会社（いわゆる兄弟会社）

当該会社の子会社も含まれる（「財務諸表等規則」第8条第3項）。

(ニ)報告会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社で、報告会社の議決権の20%以上50%以下を実質的に所有している会社（「その他の関係会社」という）並びに当該「その他の関係会社」の親会社および子会社（いわゆる姉妹会社）

当該子会社（姉妹会社）の子会社も含まれる（「財務諸表等規則」第8条第3項）。

(ホ)報告会社の関連会社および当該関連会社の子会社

報告会社の関連会社とは、報告会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む）が他の会社の議決権の20%以上、50%以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務および営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう（「財務諸表等規則」第8条第4項）。

(ヘ)報告会社の主要株主およびその近親者

主要株主とは、報告会社の発行済株式の総数の10%以上の株式を所有している株主をいう（証券取引法第163条第1項）。主要株主（法人または個人）に該当するか否かを判定する際に、次に掲げる株式は所有株式に該当しない（「関連当事者通達」2・(1)）

①信託業を営む者が信託財産として所有する株式

②証券業を営む者が受けまたは売出しを行う業務により取得した株式

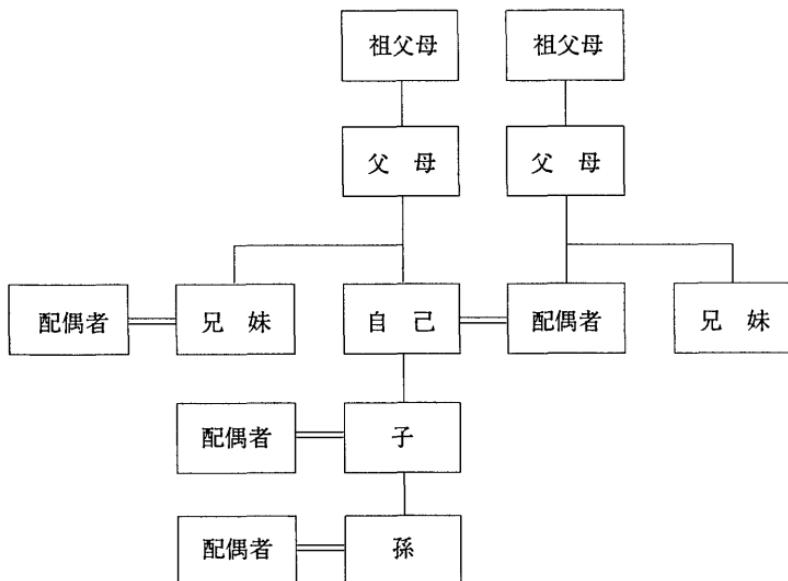
関連当事者間取引の開示(菊谷)

③証券金融会社がその業務により所有する株式

④株券の保管および振替を業とする者の業務により当該者の名義になつてゐる株式

近親者とは、二等親内の親族をいう。近親者は、家族関係を原因として個人の主要株主ないし役員に影響を与え、またはその個人から影響を受ける立場にあり、個人の主要株主ないし役員と一体とみられるので、それ自身で関連当事者に該当することに留意する（「関連当事者通達」2・(3)）。近親者を図示すれば、図表2のようになる。

図表2 近親者(二親等内の親族)



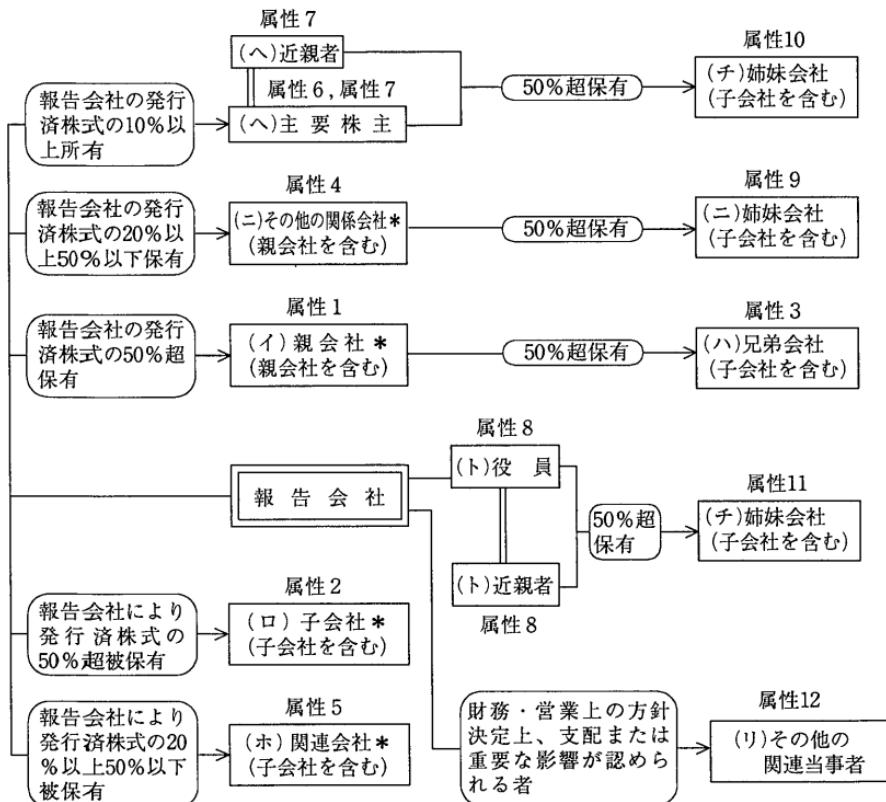
(ト)報告会社の役員およびその近親者

役員とは、取締役、監査役またはこれらに準ずる者をいう（証券取引法第5条第1項第2号）。なお、取締役、監査役に準ずる者とは、たとえば、相談役、顧問その他これに類する者で当該会社内における地位、職務等からみて取締役、監査役と同様に実質的に会社の経営に従事していると認め

られる者をいう（「関連当事者通達」2・2）。

(チ)上記(ヘ)または(ト)の者が議決権の過半数を実質的に所有している会社（いわゆる姉妹会社）および当該会社の子会社

図表3 関連当事者の対象範囲図



(注) *.....「関係会社」とされる対象会社

() 内の番号 ... 「開示省令」第1条第27号の5における番号

属性の番号 「関連当事者ガイドライン」が実務上設けた属性の番号

(出所) 福田秀俊、前掲稿、41頁一部加筆修正。

関連当事者間取引の開示(菊谷)

(リ)その他報告会社との間に、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務および営業の方針決定上、支配あるいは重要な影響が認められる当該他の者（「その他の関連当事者」という）

「開示省令」で示された関連当事者の範囲を図解すれば、図表3のようになるであろう。なお、上記(リ)は、(イ)から(チ)まで個別例示された当事者以外にも、「支配」と「重要な影響」という要件に該当する者があることを予定したバスケット条項である。このバスケット条項に該当する者（すなわち「その他の関連当事者」）の判断基準は、「関連当事者通達」（2・(8)）において「提出会社と取引先の出資、人事、資金、技術、取引等の関係を総合的に勘案し、両者の間に支配ないし重要な影響が存在するかどうか実質的に判断する必要があることに留意する」と注意的に示されているだけであり、その監査上の運用指針は日本公認会計士協会によって作成されることになった。⁽⁷⁾当協会監査第一委員会は、1991年3月26日に研究報告第4号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関するガイドライン」（以下、「関連当事者ガイドライン」と略す）を実務上の指針として公表している。「関連当事者ガイドライン」では、「その他の関連当事者」の実質要件である「支配」または「重要な影響」を生ぜしめる特徴について一般的なものを例示することにより、「その他の関連当事者」の判定基準が提供されている。そこでは、「その他の関連当事者」の有する特徴的具体例を「A. 支配ないし重要な影響の存在」と「B. 共通の支配の存在」に分けて説明する。⁽⁸⁾

A. 支配ないし重要な影響の存在

(1)出資による関係

①報告会社の議決権の所有割合が20%に近い場合

②報告会社の所有株式と潜在的持分（たとえば新株引受権付社債、転換社債）の所有割合が20%程度以上である場合

(2)人事による関係

①役員等を代表取締役もしくはそれに準ずる者として派遣している場合、あるいは派遣されている場合

②取締役の過半数を派遣している場合、あるいは派遣されている場合

(3)資金による関係

①重要な債務保証・被保証、担保提供の関係がある場合

②重要な資金貸借がある場合

③重要な社債権者・社債債務者の関係にある場合

(4)技術による関係

極めて重要な生産・経営上のノウハウ、特許権等を提供している場合、

あるいは提供されている場合

(5)取引による関係

①売上および仕入・経費取引について、取引割合が過半程度を占める場合

②代理店・特約店等あるいはフランチャイズ契約によるチェーン店等のうち、他の契約店等に比して取引条件が特に優遇されている場合、あるいはそれらの代理店・フランチャイズ店等への加盟が著しく制限されている場合

③極めて重要な原材料・部品・半製品等を供給している場合、あるいはその供給を受けている場合

④極めて重要な設備を継続的に発注している場合、あるいは受注している場合

⑤主要な事業場用地を借用している場合、あるいは貸与している場合

⑥主要な営業設備または生産設備を借用している場合、あるいは貸与している場合

B. 共通の支配の存在

親会社の子会社ではないが、報告会社の親会社によって、報告会社とともに共通の支配を受けている会社である場合

3 関連当事者間取引の意義および開示内容

IAS 24によれば、関連当事者間取引とは、関連当事者間における資源また

関連当事者間取引の開示(菊谷)

は債務の移転 (transfer of resources or obligations between related parties)
をいい、対価の有無を問わない。具体的には、製品・半製品の購入・販売、有形固定資産等の購入・販売、役務の提供・受入れ、代理店契約、リース契約、研究・開発成果の移転、ライセンス契約、資金調達、保証・担保および経営上の契約が例示されている。⁽⁹⁾わが国の「関連当事者通達」(3・(1))も、関連当事者との取引には、製品・商品・原材料等の購入・販売、役務の提供・受入れ、有価証券取引、設備の建設等の受注・発注、固定資産の譲渡・譲受け、各種資産の贈与・無償譲受け、各種資産の賃貸借、リース、資金の貸付・借入、出資、債務保証、担保提供、債務免除、営業の譲渡・譲受け等、企業経営に伴う取引全般が対象になると規定している。ただし、下記の取引は関連当事者間取引の開示の趣旨からみて、開示を必要としない。

①報告会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表の作成に当たって相殺
消去された取引

②一般競争入札による取引、定期預金等の利息や配当の単純な受取り等、
取引の性質から客観的にみて取引条件等が「一般取引」(独立した対等
な立場で行われるその他の当事者との取引)と同様であることが明白な
取引

③役員報酬、利益処分による役員賞与、株主総会の決議に基づく役員退職
慰労金、使用人兼務役員の場合の使用人分給与等の支給

関連当事者間取引は、一般取引には通常みられないような条件で行われたり、一般取引とは異なる価格で行われることがある。しかし、関連当事者間取引も、一般取引とともに財務諸表に混然一体として計上されており、当該財務諸表の外観からはそれらを容易に識別することはできない。このため、関連当事者間取引が報告会社の財政状態 (financial position) および経営成績 (business result) に及ぼす影響を投資者が適切に判断できるよう、財務諸表の補完情報として関連当事者間取引の開示が求められている。経営内容の透明性を高めるために、「開示省令」第二号様式の「記載上の注意」(ユー11)は、「関連当事者間取引」(親会社・その他の関係会社・主要株主・役員が第三者のために報

告会社と行った取引、報告会社と第三者との取引で親会社等が報告会社に重要な影響を及ぼす取引を含む)の「重要なもの」について、下記の(a)から(g)までの項目を原則として関連当事者ごとに記載することを要求する。ただし、当該事項が有価証券報告書等の他の箇所に記載されているならば、その記載箇所を明記することにより省略することができる。関連当事者間取引は、関連当事者の性格別に関連当事者ごとに開示しなければならないが、たとえば、関連当事者が報告会社の製品の販売会社で地域別に多数設立されており、それぞれの取引内容が類似している場合などは、代表的な会社を明示し、一括して記載することができる(「関連当事者通達」3・(2))。

(a)関連当事者が会社である場合には、その名称、住所、資本金または出資金および事業の内容、当該関連当事者の議決権に対する報告会社の所有割合(または報告会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合)、個人である場合には、その氏名、職業、報告会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

上記における「議決権」の記載方法は、次のとおりである(「関連当事者通達」3・(4)~(6))。

①関連当事者が子会社、関連会社である場合には、当該関連当事者の議決権に対する報告会社の所有割合(報告会社の他の子会社による間接所有の議決権があるときは、報告会社および当該他の子会社が所有する当該関連当事者の議決権の合計の割合を記載するとともに、その所有の内訳を明らかにする。間接所有の関係が複雑であることにより、文章で表現することが困難であるときは、図によって所有の内訳を示すことができる。)

②関連当事者が親会社、その他の関係会社、役員である場合には、報告会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合(当該関連当事者の他の子会社による間接所有の議決権があるときは、当該関連当事者および当該他の子会社が所有する報告会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、その所有の内訳を明らかにする。間接所有の関係が複雑であるこ

関連当事者間取引の開示(菊谷)

とにより、文章で表現することが困難であるときは、図によって所有の内訳を示すことができる。)

③関連当事者が主要株主である場合には、報告会社の発行済株式総数に対する当該主要株主の所有割合

(b)報告会社と関連当事者との関係内容（たとえば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等）

「役員の兼任等」には、報告会社と関連当事者との間の役員の兼任のほかに、報告会社から関連当事者（または関連当事者から報告会社）への役員の出向、転籍等の形態による派遣が含まれる（「関連当事者通達」3・(7)）。

(c)取引の内容（営業取引と営業外取引との区分およびその種類、取引の対象等）

(d)取引の種類別の取引金額

(e)取引条件ないしその決定方針等

売買価格、貸付利率、担保等の取引条件については、当該条件を具体的に記述するほかに、当該条件の決定方針等（取引条件の決定プロセス、取引条件の評価等）を説明することもできる。ただし、取引条件が一般取引と比べ著しく異なる場合には、その条件は具体的に記述しなければならない。なお、債権・債務に期末残高がある場合、決済条件（返済期限、分割払い等）が一般取引と比べて著しく異なるときは、その内容を具体的に記載する（「関連当事者通達」3・(3)）。

(f)主な債権・債務の期首残高、期中増減額および期末残高

(g)前期以前の取引に係る条件に変更があった場合には、その旨および変更の内容、その変更が財務諸表に及ぼす影響

前述したように、関連当事者間取引は、「開示省令」第二号様式の「記載上の注意」(ユー11)において「重要なもの」に限り開示が求められているが、開示における重要性の判断指針は、公認会計士協会の「関連当事者ガイドライン」によって提示されている。当ガイドラインにおける重要性判断に係る数値

図表4 関連当事者間取引の開示における重要性の判断指針（中規模会社用）

三

人規模会社については、5/100と読み替えるものとします。

（山口）伊藤邦雄「関連当事者割引」伊藤邦雄・龍輔 聰・田中達「事例研究 現代の企業決算・有価証券報告書等にみる動向と課題」中火経 济社、平成5年、297頁一部修正。

関連当事者間取引の開示(菊谷)

指針は、中規模会社（売上高または資産総額が200億円程度以上、1,000億円程度未満の会社）を想定し、現行の「財務諸表等規則」の区分掲記基準である1/100基準等を参考にして設定されたものである。この数値指針は会社の規模に応じて、小規模会社（売上高または資産総額が200億円程度未満の会社）については2/100、中規模会社には1/100、大規模会社（売上高または資産総額が1,000億円程度以上の会社）については5/1,000を適用するとともに、会社の規模の大小による段差を調整するため、小規模会社については2億円、中規模会社については5億円の絶対数値による指針も併用している。⁽¹¹⁾たとえば、小規模会社にあっては、当該取引金額の100分2または2億円のいずれか低い金額以上、中規模会社にあっては100分1または5億円のいずれか低い金額以上に該当するときは、当該関連当事者間取引の開示が行われることになる。図表4は、「関連当事者ガイドライン」に基づいて、関連当事者間取引の開示における重要性の判断指針をまとめたものである。

関連当事者間取引に対する重要性判断に係る数値指針は、本来、業種、業態等によって一様に決められるものではない。特別な事情からこれらの数値指針を利用することが結果的に明らかに適切または合理的でない場合は、会社の実情に応じて投資情報として重要なものが開示されるよう、より適切な尺度を個別的に選定する必要がある。適切または合理的でない場合とは、たとえば、資産構成が特殊であり資産総額が尺度になりにくい場合、特に付加価値が高い（または低い）ために売上高が尺度になりにくい場合などが想定される。なお、各期ごとの売上高または資産総額の変動をもって直ちに会社規模の変更とみなし、それに応じて数値指針を短期的に変更する必要はない。このように、重要性判断に係る数値指針の適用に際して、ある程度柔軟性をもたせているのは、⁽¹²⁾実質的に重要な関連当事者間取引の開示の実効を期すためである。

関連当事者間取引は、おおむね図表5のような様式によって開示するものとする（「関連当事者通達」4）。

関連当事者間取引の開示(菊谷)

図表5 関連当事者間取引の開示様式

(関連当事者の性格)

会社名	住所	資本金 (又は 出資金)	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関係内容		取引内容		取引 金額	科 目	期 残 高	期 中 増加額	期 中 減少額	期 末 残 高
					役員の 業務等	事業上 の関係								
							営業 取引							
							営業取 引以外 の取引							

(記載上の注意)

1. 関連当事者の性格
開示省令第1条第27号の5に列記された関連当事者ごとに、たとえば、「親会社」「子会社」「関連会社」等に区分して記載すること。
2. 会社名
1. の区分ごとに以下の事項を原則として会社別に記載すること。
3. 住所
関連当事者の住所を国内に住所を有する者にあっては市町村(政令指定都市においては区)まで、海外に住所を有する者にあってはそれに準じて記載すること。
4. 事業の内容
関連当事者の事業の内容を簡潔に記載すること。
5. 議決権等の所有(被所有)割合
議決権の所有関係を直接・間接、所有・被所有の別がわかるように記載すること。関連当事者が主要株主の場合にあっては、提出会社の発行済株式総数に対する当該主要株主の所有割合を記載すること。
6. 関係内容
 - ①兼任等をしている役員の人数を記載すること。
 - ②資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容について簡潔に記載すること。
7. 取引内容
提出会社と関連当事者との間の取引内容を営業取引と営業取引以外の取引(提出会社の営業外損益に係る取引、特別損益に係る取引、資金の貸借取引、債務保証、資本取引等をいう。ただし、主要なものでよい。)に区分して、取引の種類、対象について説明すること。
8. 取引金額
提出会社の事業年度ベースで7.に記載した取引の種類、対象の区分ごとに総額で記載すること。
9. 科目、期首残高、期中増加額、期中減少額及び期末残高
7.の取引に係る残高勘定について取引の種類、対象の区分ごとに主要な科目(受取手形、売掛金、未収金、支払手形、買掛金、未払金等)について期首残高等を記載すること。
10. 取引条件ないし取引条件の決定基準等
取引条件ないし取引条件の決定基準等について脚注等により説明すること。
11. 金額の記載単位は提出会社の財務諸表に合わせること。
12. 関連当事者が会社以外の法人、組合等である場合には、上記に準じて記載すること。また、関連当事者が役員等個人の場合には、必要項目について上記に準じて記載すること。

4 関連当事者間取引の開示における問題点

前述したように、関連当事者間取引を開示することは、経営内容の透明性を

関連当事者間取引の開示(菊谷)

高めることにある。出資の形態を取らずとも、「支配」や「重要な影響」が存在すれば、「その他の関連当事者」に該当し、当該取引の開示が行われる。関連当事者以外の者（第三者）との取引であっても、親会社・その他の関係会社・主要株主・役員が報告会社に重要な影響を及ぼしている場合には、その取引も関連当事者間取引とみなされ、開示の対象になる。すなわち、グループ外の会社であっても、実質的な関連当事者と判定されれば、関連当事者との取引の開示が要求される。このことによって、系列取引の不透明性に対する不信が、相当程度、緩和されるものと思われる。

しかし、現実には、実質的な関連当事者間取引を開示していないケースも少なくない。⁽¹³⁾ その主な理由は、(1)「その他の関連当事者」に対する判定基準の曖昧性と(2)開示対象取引に関する「重要性の判断指針」の硬直性にあると言えるであろう。

「その他の関連当事者」を判定する基準として、「議決権の所有割合が20%に近い」とか「所有割合が20%程度以上である」、「極めて重要な」とか「著しく制限されている」、「取引割合が過半程度を占める」あるいは「共通の支配を受けている」といった曖昧な表現が使われている。そのため、「支配」または「重要な影響」について恣意的な解釈がなされ、実質的な「その他の関連当事者」を排除することが可能である。関連当事者間取引の開示における問題は、まず、「その他の関連当事者」を判断する際に恣意性が介入可能であるという点にある。

関連当事者間取引のすべてを開示することは、量的に膨大となり、詳細すぎて、かえって投資家の適切な判断を阻害しかねない。「関連当事者ガイドライン」は、関連当事者間取引のうち開示対象取引について、「財務諸表等規則」の区分掲記基準を参考にして「重要性の判断指針」を設けた。たとえば、大規模会社にあっては、売上高または総原価（売上原価、販売費および一般管理費であり、人件費を含む）に係る取引の場合、報告会社の売上高または総原価の1,000分⁵を超えるとき、開示対象取引として当該関連当事者間取引の開示が行われる。しかし、このような硬直的な数値指針は、大規模会社になればなる

ほど、開示対象取引の該当範囲を狭隘化することになる。結果として、実質的に重要な関連当事者間取引が開示対象とならない危険性が残る。関連当事者間取引の開示における問題点として、関連当事者間取引に対する重要性判断に係る数値指針の硬直性も挙げることができる。

〔注〕

- (1) 大雄令純『スピードマスター連結財務諸表』中央経済社、平成4年、4頁
- (2) 伊東邦雄「関連当事者間取引」伊東邦雄・醍醐聰・田中建二編集『事例研究 現代の企業決算・有価証券報告書等にみる動向と課題』中央経済社、平成5年、293頁。
- (3) 菊谷正人=西野芳夫「『企業集団等の概況』の記載について」『企業会計』第45巻第4号、1993年4月、84—85頁。
- (4)(5) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 24 "Related Party Disclosure"*, 1984, para. 4.
- (6) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 57 "Related Party Disclosure"*, 1982, para. 24.
- (7) 福田秀俊「日米構造協議を踏まえたディスクロージャーの整備」『企業会計』第43巻第4号、1991年4月、31頁。
- (8) 「その他の関連当事者」の判定についての詳細な規定は、たとえば、下記の論稿を参照のこと。
日本公認会計士協会監査第一委員会、「『関連当事者との取引に係る情報の開示に関するガイドライン』解説」『JICPA ジャーナル』No. 432、1991年7月、120—121頁。
- (9) International Accounting Standards Committee, *op. cit.*, para. 4.
- (10) *Ibid.*, para. 19.
- (11) 日本公認会計士協会監査第一委員会、前掲稿、121頁。
- (12) 同上稿、121—122頁。
中央新光監査法人〔編〕『有価証券報告書の記載実務・「経理の状況」「企業集団等の状況」の事例分析と総合解説』中央経済社、平成5年、540頁。
- (13) 関連当事者間取引の開示に関する実態調査については、たとえば、下記の論稿を参照のこと。
伊東邦雄、前掲稿、300—305頁。